

道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めること
の委任専決処分について

1 委任専決事項

道路管理瑕疵事故の損害賠償について和解し、その額を定めること。

2 委任専決月日

令和8年4月20日（月）

3 損害賠償額

事例1 1,227,986円

事例2 1,451,794円

4 事故の概要

(1) 事例1

ア 発生日時

令和7年3月24日（月）午後1時頃

イ 発生場所

宝塚市野上6丁目 白瀬川橋交差点付近
主要地方道明石神戸宝塚線

ウ 相手方（年齢等は当時のもの）

46歳 男性

エ 発生状況

事故当事者がロードバイクで西宮から宝塚方面へ県道を走行中、白瀬川橋交差点付近で、県道上に堆積していた砂利によってスリップし転倒した。

(2) 事例2

ア 発生日時

令和7年4月26日（土）午前9時10分頃

イ 発生場所

宝塚市野上6丁目 白瀬川橋交差点付近
主要地方道明石神戸宝塚線

ウ 相手方（年齢等は当時のもの）

53歳 男性

エ 発生状況

事故当事者がロードバイクで西宮から宝塚方面へ県道を走行中、白瀬川橋交差点付近で、県道上に堆積していた砂利によってスリップし転倒した。